

総務産業委員会報告書

令和2年4月16日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 石原 和人

令和2年4月16日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	調査結果	備考
1 財産管理についての調査研究 ① 旧アルファビゼン跡地活用基本構想について ② 旧庁舎解体に伴う石綿除去について	継続調査	—

<報告事項>

- 国際交流事業の延期について（企画課）
- 物損事故損害賠償額の決定及び和解について（契約管財課）
- 坂根浄水場及び三石第一加圧ポンプ場整備事業の契約締結について（水道課）
- 大池緑地公園売店の閉店について（吉永総合支所）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項	2
閉会中の継続調査事件	10
旧アルファビゼン跡地活用基本構想について	
.....	10
旧庁舎解体に伴う石綿除去について	21
閉会	37

総務産業委員会記録

招集日時	令和2年4月16日（木）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午後2時50分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	石原和人	副委員長	藪内 靖
	委員	川崎輝通		土器 豊
		掛谷 繁		尾川直行
		田口豊作		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川 茂		
傍聴者	議員	青山孝樹		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	市長公室長	佐藤行弘	企画課長	桑原淳司
	総務部長	高橋清隆	契約管財課長	梶藤 勲
	施設建設・再編課長	砂田健一郎		
	建設部長	藤森 亨	水道課長	杉本成彦
	吉永総合支所長	野道徹也		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○石原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、閉会中の継続調査事件を行います。財産管理についての調査研究に先立ち、執行部より順次報告事項をお受けしたいと思います。

ここで、異動によりまして当委員会に初めて出席となる説明員おられるようですので、御紹介をここでいただければと思います。

市長公室長から企画課長を紹介

これより報告事項に移りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、報告を終えた説明員の方は順次御退席をいただいて結構かと思っております。よろしくお願いいたします。

***** 報告事項 *****

それでは、順次報告をお受けいたします。

○桑原企画課長 それでは、企画課から国際交流事業の延期につきまして御報告をさせていただきます。

本市では、国際交流事業といたしまして、隔年による児童・生徒の相互派遣事業を実施いたしております。本年度令和2年度につきましては、4月にオーストラリア・クエア&ギルバートバレー町からの派遣団の受け入れ、また、6月にはアメリカ合衆国・メンロパーク市からの派遣団の受け入れと、それにあわせメンロパーク市とは、さきの2月定例会で御承認をいただきました姉妹都市協定の調印式を予定いたし、準備を進めておりました。しかしながら、昨今の世界各国で感染の拡大が見られます新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、双方協議の結果、延期することといたしております。

今後は、新型コロナウイルス感染症の終息等の状況を見きわめながら、延期後の日程を調整してまいりたいと考えております。また、日程の協議が調いましたら御報告をさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○石原委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、発言を希望される委員おられましたら。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なきようですので、企画課からの報告事項を終わります。

説明員の方は御退席ください。

続いて、お願いいたします。

○梶藤契約管財課長 契約管財課から1件御報告がございます。物損事故損害賠償額の決定及び和解についてでございます。

本件は、令和2年2月10日午前11時ごろ、市役所分庁舎西側の来庁者駐車場に設置してい

た柵の一部が駐車場側に折れ曲がっていたことから、進入してきた来庁者の運転する車両に接触し、破損させたものです。なお、本件の損害賠償額については、市が加入する市民総合賠償補償保険の保険金で全額補填されます。

○石原委員長 ただいまの報告につきまして、発言を希望される委員おられましたら。

○掛谷委員 それは市過失で、真っすぐだったら当たってねえとか、どういう状況なんですか。

○梶藤契約管財課長 通常真っすぐに立っている柱が曲がっておったという状況で、進入してきた車が接触したという状況でございます。

○掛谷委員 もう柵は直しておるんですね。

○梶藤契約管財課長 視認性が悪かったので、コーン等で視認性を上げて真っすぐに直してございます。

○尾川委員 その柵が曲がったというの、駐車場のチェックとかは誰もせんような仕組みになっとん。駐車場のチェックとか異常があるかねえとか、そういう定期的な点検、あるいは市民からのそういう苦情はなかったんかな。

○梶藤契約管財課長 職員も通るんで、異常があったら通常報告等はいただけるんですが、今回の場合いただけなかった状態で接触したということでございます。

○尾川委員 済んだことと言やあ済んだことなんじゃけど、やっぱり今後のこともあるし、駐車場というたって、備前市役所の管理下にあるわけだから、そういう感覚で日常チェックというか、職員の行動もやっぱりようチェックするようにしてもらいたいと思うんだけど。

○梶藤契約管財課長 おっしゃられるように、契約管財課のみならず、職員それぞれに市の施設に対する、そういう異常に対する目をしっかり向けてもらって、報告をいただくよう徹底していきたいと考えております。

○川崎委員 今の話、曲がっていたためにぶつけたということだけど、ぶつける以前に曲がってるのであれば、誰かがぶつけたのに自主申告も何もない状態で何日か放置されていたという理解でいいんかな。何かぶつけた本人が自分の保険で直しとうないから、市の責任にいった側面もないことないんじゃないかな。

何日も曲がった状態があれば、これだけ市の職員が出入りしよんだから、事故になる可能性があるから早う直そうやという連絡も全然なかったケースなんですか。

良識ある人なら、柵を壊して申しわけない、自分の車の壊れたのは自分の保険で直すけれども、柵の壊れたのはこらえてくださいとかいうことが、この事故の以前にそういう連絡があって当たり前だろうし、そういうことは抜きで、突然来た人がやったというのは、私は理解に苦しむということで、いかがでしょうか。

○梶藤契約管財課長 おっしゃられるように、どの時点で曲がったかということが考える上で必要なことかと思うんですけど、カメラ等もなかったんで、どの時点で曲がっているかということもわかっておりません。現状を見て、相手側と話をして、こういう形で示談が成立して、今回賠

償額をお支払いするということになっております。

○川崎委員 今度の新庁舎の後の駐車場は、カメラ4台、裏とで5台もつけるようになって、少しつけ過ぎじゃないかと思うんだけど、今回のような事故を考えれば、あの市民センターの駐車場も兼ねて我々が車を置いとるところについてもやっぱりカメラを置いて、誰が事故をしたのか明確にする意味では、あちらは外灯も何もないし、カメラもないんだけど、ここに十二、三台もの外灯をつけるとともに、4台ものカメラをつけるのであれば、やっぱり市民が出入りする駐車場については、外灯とカメラをつけていく必要があるという教訓をこの事故から引き出すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○梶藤契約管財課長 きょうのお話を伺った上で、また検討してまいりたいと思います。

○石原委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なきようですので、総務部からの報告事項を終わります。

説明員の方は御退席ください。

続いての報告事項をお受けいたします。よろしくお願ひします。

○杉本水道課長 水道課から1件御報告を申し上げたいと思います。

坂根浄水場及び三石第一加圧ポンプ場整備事業に關します契約締結についての御報告をさせていただきます。

設計建設につきましては令和2年3月26日で契約しておりまして、契約額が26億4,000万円でございます。また、運転管理は契約日が令和2年4月1日、契約金額は3億5,392万6,705円でございます。契約相手は、代表企業の株式会社クボタ、それから株式会社クボタ建設、東備建設株式会社、備商株式会社、東芝インフラシステムズ株式会社、株式会社NJS、クボタ環境サービスでございます。

○石原委員長 ただいまの報告につきまして、質疑を希望される委員がおられましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なきようですので、建設部からの報告事項を終わります。

説明員の方は御退席をいただいて結構です。

続いて報告事項をお願いいたします。

○野道吉永総合支所長 南方地区にございます大池緑地公園の売店につきまして、指定管理者の施設管理公社が経営しておりました方が、高齢化に伴いまして3月末でやめられるということで、現在一時閉店している状況でございます。施設管理公社は次の経営者を募集しておりまして、何件か応募はあったそうなんですが、現在契約には至っていないということで、引き続き募集中ということでございます。支所といたしましても、次の経営者が早目に見つかりまして、再開ができるよう協力してまいりたいと考えておるところでございます。

○石原委員長 ただいまの報告事項について、質疑を希望される委員おられましたら。

○尾川委員 売店というか、現状どんなんで、それでどういう店を考えよんか教えてもらいたいと思います。

○野道吉永総合支所長 当初は特産品とかの販売のみを目的とした売店でございました。ですの
で、吉永でとれたものとかを販売するというところで行ってたようです。途中から、この間まで
されていた方が幾らか軽食を提供したいということで、中を改装されまして、厨房はないので、
ガスのコンロであるとか自前でそろえられて、若干軽食を出されていたという経緯でございま
す。

指定管理のほうと相談はしているんですけど、次もやはり若干でも軽食が出せる程度ができた
らいいのかなということで、そういったことができるような方に来ていただければいいのかな
というのは考えておるところでございまして。特に、特産品というのがそこまで今ございませ
んで、やはり軽食あるいは菓子等、小売ができる販売形態かなというのが現状でございま
す。

実際のところ見ますと、トラックであるとか業務で休憩に入られた方がちょっと休まれている
のはよく見かけますので、あと自動販売機ですね、こちらのほうはしっかり使われているとい
うとお聞きしておりますので、そういった形で小売を続けていただければいいのかなという考
えでございまして。

○尾川委員 今後も体延長線というような計画ではおらん。それともある意味縮小するというぐ
らいなことを考えとん。

○野道吉永総合支所長 基本的には、やはり今の延長という形にはなろうかと思いますが、以前
藪内委員からもタピオカとかをとという御提案がございましたけど、それはちょっと難しかった
んですけど、そういった新しく若いお客さんも来ていただけるようなものをしていただければう
れしいところなんですけど、これもなかなか応募が少ないというのが現状でございまして、でき
ればそういった方に来ていただければとは思っております。

○尾川委員 もう一点。閑谷学校の顕彰保存会とは全く連携というか、そういうアドバイス受け
たり協力してもらったりするような、駐車場の問題だけで、余りそういうところはアクションと
っておらんの。

○野道吉永総合支所長 そうですね。閑谷学校とは近いんですが、確かに第2駐車場がちょうど
緑地公園のすぐそばにあるんですが、やはり楷の木紅葉シーズンに使われるぐらいで、ふだんは
もう閉鎖した状態なので、余り大池緑地公園のほうへ足を運んでくださるお客さんもそこまで
ないのが現実でございまして、今のところ顕彰保存会にお声はかけてはございません。今御提案
をいただきましたので、そちらも一つの案として受けとめさせていただいたらと思います。

○尾川委員 閑谷学校の売店も、何とはなしにもう店閉めとんかなという感じするんじゃ。向こ
うも消極的なというんか。それと、観光客も少なくなつとるし。何かその辺連携してやってもら
えたらなと思うんだけど。

○野道吉永総合支所長 緑地公園を使われる方がやはり休憩で寄られる方が多いというのが現実

でございます。余り閑谷学校のほうへ足を向けられている方というのはごくわずかというイメージはあるんですが、ゼロではないのは確かなので、そういったことにつきましても、閑谷顕彰保存会へお声かけはさせていただきたい、いろいろ手法を探してみるのも一つの手かなとは思いますが、御提案として承りたいと思います。

○藪内副委員長 あそこは非常に環境がよくて、きれいな公園で、使われていないのが不思議なくらいなんですけど、芝生の面への立ち入りはだめなんですか。

○野道吉永総合支所長 別段何も制限かけておりません。

○藪内副委員長 それと、すみ分けが難しいでしょうけれど、例えばペットを連れた方も入っていいとかになると利用もふえるんじゃないかと思うことと、休憩所ですね、管理する方の責任なんですかね、トイレがちょっと汚い。何をやっているかよくわからない。確かに野菜とか少し並べられていたんですけど、今特にこういうコロナの影響で、ドライブスルーであるとかテイクアウトの商品が非常に多いので、少し弁当を置いたり、さっき出たタピオカじゃないですけど、もうちょっと簡単なものをあそこで販売すると、休憩の方とかいろんな方がもうちょっと利用するようになって、売り上げも確保できたりすると思うんですけど。

○野道吉永総合支所長 ペットも特段制限はしておりません。ですので、御近所の方であるとか、南方の方なんかは、犬を連れて散歩されているのはたまに見かけます。その程度ということなので、車であえて連れてこられてっていう方は、ちょっと見かけないので、周知が足りないといえますか、もう少しPRしてもよろしいのかなというのは思います。

ドライブスルーとか弁当の販売は、新たに経営者さんが見つければ、そういったことも御相談して、できることをやっていただけたらと思います。

○掛谷委員 何やっても難しい時代で、若い人が積極的にやってくだされれば一番いいんですけど、多分難しいなという中で、人件費の問題、管理の問題。

極端なことを言えば、もう無人化して。平日は休憩が多いんですよ。毎日開いていないから、コンビニで弁当を買って車の中で食べてゆっくりしていくと。

だから、せっかく建物があるんで、自動販売機を業者さんをお願いしたり、人の手だてができませんのだったらそういうものに変えて、気軽に休憩室みたいなことでもいいんじゃないかと思ったりします。

だから、もう少し幅広くいろいろ考えて、ドライブスルーはいいんだけど、やっぱり人が要るとなれば、人件費もかかるので。だから、お金がかからず休憩もし、喜んでいただけるようなものを残す。トイレの問題もありますけどね。そういう抜本的な考えの転換を。

もう一つは、あれだけ広大な駐車場があるんですよ。あれを活用するような仕掛けというものもあっていいと。例えばドッグランなんかを喜んで使っていただくというふうなこともあるんです。どんなものでしょうか。

○野道吉永総合支所長 ありがとうございます。委員がおっしゃられました自販機コーナーにし

てしまうのも、一つの案ではあろうかとは思いますが。ただ、若干改装等が必要にはなつてこようかと思ひますけど、人件費は必要なくなつてくる。本当に公園の内部管理だけをお願いすればいいかなということにもなろうかと思ひます。

またそれから、駐車場の活用、確かに上の駐車場は使っていないのが現状でございます、イベント等でお貸ししているぐらいかなというところで、確かにあいているところでちょっともつたないと言われるのはそのとおりでございます、ドッグランという御提案は、以前藪内委員のほうからもいただいていたかと思ひますが、そちらのほうも一つ案かなとは思ひますが、そういうのを経営していただく方がおられたら、また考えてみたいというのもございます。

芝生の公園部分はかなり広いんですが、あちらのほう活用がまた幾らかでも区切ってできれば、また何か活用ができるのかなとは思ひておるところでございます、どちらにいたしましても一つの案といたしまして参考にさせていただけたらと思ひます。

○掛谷委員 しっかりやってください。

○川崎委員 はっきり言って少し、車で弁当を食べるか、基本はトイレですよ。閑谷学校へ入るのはちょっと距離があるんです。入つてぐると回らないとトイレに行けないけど、あそこならすつと寄つて、簡単にトイレが使えるということで、もちろんトイレがあるということは合併浄化槽か何か、電源を抜くわけにいかないんで、そうするとやはり掛谷委員が言うように、無人化で自動販売機、特に今はやりのコンビニじゃないですけど、自動販売機もコンビニに負けないような、そこで直接少し質のいいコーヒーが飲めるというような感じなんで、トラックの方なんかは長距離でくたびれば、少し居眠りしながら、コーヒーで目を覚ますというような使い方が当面が一番ええんじゃないかな。

あと、確認していないんですけど、あれだけの立派な公園をつくるというのは県の事業でやるとんじゃないかなと。となれば、使用目的を変えれば、一応県の許可とか要るんで、その辺と調整できたら、まず看板を出すことじゃないかなと。ここを御利用いただける方は御連絡くださいとか、そういうことがまず一番であつて、理想的なことを言つたつて、ああいう場所だから、はっきり言うてなかなか名案は浮かばんだらうと感じております。せいぜい駐車して休憩とトイレを使うというのが第一目的で、そのプラスアルファというのは、よっぽど積極的な方が出てこん限り、ああいう場所では余り利用価値は出てこないだらうと。

自然に親しむというぐらいはあるだらうという意味では、トイレをしっかり維持管理、ついでに自動販売機も缶ジュース、缶コーヒーではなくて、そういう豆を入れるのと、そのかすを掃除するというのは、利用数に応じて何日に一回なのか、1日に一回かえるのかよく知りませんが、やっぱりトイレの掃除とともにそういうことをやっていただける方は、県から委託を受けて備前市がやっているのかどうか、その辺もよくわかりませんが、そういう民間の方を委託管理をお願いするという方向でいいんじゃないかな。

だから私は、トイレ重視とプラス自動販売機で、少し利用者がより多くの通行者があそこで休

憩いただければ、十分あの建物の利用価値は生きてくるんじゃないかなと思うんですけど、そういうコンビニに負けないような自動販売機を置くというふうな考え方はないでしょうか。結論はそこなんですけど。

○野道吉永総合支所長 委員御提案の自動販売機のあたりも指定管理に任せていますので、一度しっかり検討してみたいと思います。

それから、トイレにつきましては、ちょっと古くなって汚れております。一応掃除はしていただけてはおるんですが、期間がちょっとあいたりすると、やはり若干汚れるという感じです。そのあたりは管理者にしっかりお願いして、していただきたいと思っております。

それから、看板につきましては、一応、ちょっと小さいんですけども出しておるんですけど。この公園自体、吉永町があそこの道ができるときに県の事業でやっておる事業でございまして、県の補助金が入っているということで、ただ年数ももう二十何年たっていますので、どういった形にするかというのは県にまた相談すれば、何かできようかなとは思っておりますので、どういった使い方がいいのか、検討は今もしておるところなんですけど、なかなか妙案が見つからないのが現状でございます。

○川崎委員 看板は、できれば通過車両が見てわかるような、3メートル、5メートルで、縦が1メートルとか、そういう何か募集中とか、ここの利用をする人は連絡くださいとか、やっぱり通過車両の少しアイデア持った人がとめて、少し検討してみようかというふうなことをせんと、駐車場で休憩した人がその看板見てどうこうというケースは、私は少ないと。やっぱり通過車両の人のほうが、そういう案を持った方が出てくるんじゃないかと思うので、県が了解とれるなら、そういう通過車両が見ても見えるような募集の看板をぜひ出すことは、ひとついい提案ではないかなと、皆さんの議論を聞いていて思いましたんで、検討してください。答弁は結構です。

○野道吉永総合支所長 ありがとうございます。

○掛谷委員 定住自立圏。近いところでも、猫の愛好家がいる団体とか、犬って多いんですよ。猫より犬はちょっと広いところが欲しいわけ。そういうふうに、思いつくのはその団体なんだけど、ほかの団体もいろいろあると思うんですよ。そういうところ当たってみにゃあ、看板も一つの手だ。せっかくあいているんですから、一つや二つ、そういうようなところと契約するなり、1カ月に一遍とか半年に一遍でもどうぞということになったら、そういう定期的にもなるし、そういうふうな我々もまた提案させていただきますので、ぜひよろしくと思います。

○尾川委員 あの建物は生活できるのかな。店だけ。

○野道吉永総合支所長 店舗だけでございます。水道と電気はございますが、先ほど言いましたように当時は売店部分だけだったので、ガスもなかったと聞いております。今の方がガスコンロを持ち込んで、ガスで軽食を調理するような形と。トイレは外についておりますので、生活というのはなかなか難しいかと思えます。

○尾川委員 生活できるんなら、協力隊に預けたら。犬や猫ええけど、そういう発想をして、も

う任せると。畑や田んぼがあるかねえか知らんで、あの辺は。そういうことを含めて貸して、無料で貸すんか知らんが、そういうのにしていくと。それで何か店らしきものをやってもろうたりするようなことを少し、勝手なこと言いよんじゃけど、検討してみてください。

○野道吉永総合支所長 いろいろな方策がございましょうと思います。委員おっしゃられた協力隊につきましては、さすがに3年間の経費は出ますが、その後は自立というのがございます。あそこでじゃあその方が食っていけるのかどうか考えますと、どうなのかというのがちょっと疑問が。協力隊に入っていただく上では、やはり先の生活の保障も必要になってこようかと思imasuので、なかなかあのあたりで、じゃあ収入が得られるものがあるのかなというのを、ちょっとまずそこも考えますので、一つの御提案としていただけたらと思います。

○田口委員 ドッグランも、高速道路のあるところへわざわざ出かけて犬と一緒にいくというのも結構多いんですよ。ここのところいろんな関係であの道を通ることが多くて、昼前後に通るとかなりやっぱり台数とまっているんですよ。

だから、やっぱりネックはトイレなんじゃないかなと。それをしっかりやってもらえれば、さっき掛谷委員が言われたドッグランみたいなものができるならすとか。池もあってすばらしいところなので、県のほうがいいと言うかどんなか、頭島のあの島のグラウンドゴルフ場なんかも人気があるので、グラウンドゴルフ場のコースを考えると、いろいろ皆さんの意見を聞いていただいて、しっかりトイレを整備して、20台以上とまっているときもあるんですよ。そういう形で何らかの仕掛けをしてふえれば、もっと閑谷学校側も訪れる人がそれをきっかけにふえるという可能性もあるので、ぜひいろんな意見を聞いて、やっぱり最低でも1人は管理する人が要るだろうと思うので、もう少し我々も考えてみます、研究お願いします。

○野道吉永総合支所長 ありがとうございます。芝生のグラウンドゴルフ場については一度教育委員会で検討したことがございます。ただ、かなりの造成費用がかかるのと、それからあと、吉永のグラウンドゴルフの方々にお聞きすると、やはりあそこは日当たりが悪いんで、冬はできんなどいうのがありまして、ドッグランしかりなんですけど、いろいろ御提案いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○田口委員 しっかりその辺検討いただいて、しっかりした道路で、割と通行量も多いんで、ぜひ前向きに検討してみてください。

○石原委員長 御意見ということで。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、吉永総合支所の報告事項を終わります。

以上で報告事項を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時26分 再開

○石原委員長 再開いたします。

***** 閉会中の継続調査事件 *****

閉会中の継続調査事件を行います。

まず、財産管理についての調査研究のうち、旧アルファビゼン跡地活用基本構想についての説明を願います。

○砂田施設建設・再編課長 旧アルファビゼンの跡地活用について、基本構想の策定がまとまっておりますので、内容について御説明いたします。

お手元の資料は、概要版になります。AからC案の平面計画を別途つけておりますので、それをごらんになっていただきながら説明いたします。

このプロジェクターでは、各建物の周辺等の様子とかを3Dでつくっておりますので、ちょっとした意匠、そういったものを見ていただくということでまずは進めさせていただきます。

まず、A案からでございます。

A案につきましては、テーマとしては集うということで、いろんな機能をこの中に入れているという形です。基本は広場をつくって、広場を補完する機能を箱の中に入れているということです。A案につきましては、屋内広場であるとか多目的スペースを配置しているということがございます。

各案に共通してあるのは、サイクリングステーションというものが共通してあります。周辺の敷地につきましては、公園化してということです。

A案については、駐車場を十数台ほど確保するような絵になっています。敷地が狭いので、駐車場をたくさんつくるスペースはないということがございます。以前からの説明で、周辺で低利用地であるとか未利用地、そういったものを活用して駐車場の確保を図りたいと申しております。このA案につきましては、入れてみたらこんな感じっていうことで、今駐車場を含んだ案として整理しております。

それと、この外周の道路、これは都市計画道路になりますけども、これについては敷地を少し出して道を広げるということで、要するところ、この中を市営バスが巡回できる、そういった計画にしています。バス停については、南の端っこを一部敷地の中に取り込む形で計画しています。

正面から見ると、こんな形の建物に見えるということです。ですから、余り大きな建物になってなくて、これで大体1階、2階合わせて1,400平米弱です。図面のA3の図面の中に、下のほうに1階、2階ごと、階ごとに面積が入っています。A案については大体こういった形で整理をしているところでございます。

次に、B案です。

B案のテーマは、さまざまな交流が生まれる広場的施設という形にしておりますけども、やっ

ぱり広場中心で、それを補う機能として箱の中に押し込んでいるというようなイメージです。

この建物については、平家です。箱ごとに屋根の高さを変えながら、ここに屋外スペースということで、屋根のあるスペースを一部設けております。同じようにバス停を設けております。周辺の道路の整備については、先ほどのA案と考え方は同じです。

どの方角からもアクセスできるようにということで計画しています。ですから、どちらが裏で表とか、そういったことは特にはなくて、ただ東側に大きな広場をつくっているのです、こちら側からの利用というのが主になるのではないかとは思っております。

続きまして、C案です。

C案は、今のB案を少し派生させて、より公園的なイメージを強調する、そういった計画としております。これは東側から俯瞰した絵になりますけれども、広場中心に、この施設は屋根を利用しようということで、屋根の上を緑化して、さらに展望できるようなそういったスペースを設置しているということです。この持ち上げた大きな屋根の下がやっぱり屋外スペースということで、雨が降っても何かここでいろんなイベントができる、そういった機能を持たせています。敷地であるとか周辺の道路につきましては、先ほどと同じような考え方でございます。

B案、C案につきましては、駐車場を中に設けておりません。障害者用の駐車場については2台分相当を確保するという形です。

これも正面から見ると、こんなふうな建物に見えるってということです。

以上でプロジェクターを使った説明は終わりとさせていただきます。

○石原委員長 暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時37分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

ただいま説明をいただきました。質疑を希望される委員おられましたら許可いたします。

○掛谷委員 これは解体を含めて12億円なのかをまず確認させていただきます。

○砂田施設建設・再編課長 従来から御説明を差し上げているとおり、12億円の中には解体費用と新たな施設の建設費用ということでございます。

○掛谷委員 バス停については、狭いところを回っていく問題もあろうけれども、今の250号の郵便局の向こうへ入れるよりも安全ではあるし、格好がいいかなと思って、問題はあろうかと思えますけど、いいとは思っています。

ただ、サイクリングターミナルの役割を果たすということについて、ちょっと疑問があります。というのは、あそこの施設を改修してシャワールームであるとかきちっとするというのも一つは大事だと思うんです。ここまで来ることは、駐車場がないという話と、きれいになってはいいんですよ。せっかくあれだけの大きな駐車場がサイクリングターミナルあるわけなんですよ。だから、しっかりと来ていただくには不便がない。ただ、施設的にじん肺の方が入っておら

れるんで、そこを使わさないといったら問題があろうけれども、その折り合いをつけながら、サイクリングターミナルはやはりここまで持ってくる必要はないという考えです。

○砂田施設建設・再編課長 サイクリングターミナル、ステーションについては、ロマン街道の起点という意味合いからいくと、今の郵便局の前が起点ですけども、それをサイクリングロードとするのであれば、このアルファビゼンの跡地が起点になってもいいのではないかという考え方がございまして、それと、土日を中心にかなりのサイクリングの方がいらっしゃいます。和気のコンビニには土日になると物すごい数の自転車がとまっています。そういった人の流れを、やはり片上の町の中に呼び込みたいというのが一つの思いです。

おっしゃられるように駐車場の問題がございまして。ただ、ここでそういった施設ができれば、そういった方がここまでやってこられる。ここを起点に今度は日生のほうに向いていかれるっていう場合もあるかと思えます。周辺の商店街にも、買い物とかそういった形での経済効果があるのではないかと。そういったことを踏まえて計画していることで、もちろん既存の施設との調整もございまして、決まったわけではございませんけども、構想の中の提案としては、一つこういったものもあっていいのではないかという考え方です。

○掛谷委員 それは地域住民の片上の方々の考え方というのをしっかりお聞きいただきたいとともに、それをお使いになられる、県外の人が多いんです。県内の人もおりますけど、県外も結構おられるんですよ。そういう使っている方々の意見もやっぱり取り入れて、いや、何らここでもえっていいよというなら、それはそれでいいと思うんです。ただ、そういうのをお聞きになってないんで、ここがいいというのも違うんではなからうかと。

と、もう一つは、やっぱり駐車場の問題で、やはり自転車に来て自転車で行くという人もおりますけど、やっぱり自動車に積んで、そこから起点にして上へ上へ上がる、逆もあるんですけども、やはり駐車場というのは欠かせない。私もよく行っていますけど、やっぱりそういうときには結構の台数がとまっていますので、いざこちらの駐車場が確保できるというのがまた課題になってくると思うんで、考えはわかるんですよ。起点にしてにぎわいをここにいうのもわかります。ただ、現実問題としては、本来は向こうのターミナルを使ったほうが、多分使い勝手がいい、ニーズはあるんだろうと。

私が言いたいのは、そういう片上の住民の方々の、さあここに入れていいのか、またもう一つは、実際に来られている県内外の方々がどう思っておられるかという調査もある程度してほしいなど。これはこちらの案ですからね。そういうニーズとそごがあってはどうも意味がないわけなんで、そういうところはどうなんだろうかとということをお聞きしておきます。

○砂田施設建設・再編課長 いろんな考え方があると思います。片上の方の中でも、サイクリングステーションをここに持ってくればいいと言う人もいらっしゃいますし、そこまでこだわらない方もいらっしゃいます。意見を聞くというのはもちろんあっていいとは思いますが、聞くとなんかまとまりがないとか、聞いたばかりに、もうまとまらなくなってしまう

というようなことも出てまいります。

おっしゃられるとおりでここで駐車場も確保できてれば、周辺にお店もあつたり、ちょっとした食べるところもあるということになれば、断然こちらのほうが優位性はあるかと思えます。それと、自転車だけではなくて、最近バイクのツーリストの方がたくさんいらっしゃいます。休みの日など、時々片上に来てみると、近くのコンビニにたくさんバイクがとまっていて、結果、そこからどこにどう行けばいいかというのは案内もないというような状況の中であれば、こういったところがそういう自転車、バイクを中心としたそういった観光客の方の情報発信の場になってもいいのではないかと、そんな思いも持っております。

○掛谷委員 やっぱり駐車場の確保ができるならば、それも十分検討に値をするというよりも、いいと思えます。駐車場がなければ、多分それは中途半端に終わるのではなかろうかという懸念がありますので、駐車場を確保するという前提条件はぜひ入れていただきたいと思っています。

最後に、片上住民の方がいろんなことをおっしゃられる、多分それはお困りになっていることも察します。で、図書館というのは図書館構想が別にあつて、この中には入っていないわけですよ。同じ施設めいたものは避けなければならない、そう思うんです。

そういう意味で、バスケット、バドミントン等が気軽に使えりゃええもんじゃけど、それは小学校の体育館でも使うことは可能だし、片上にそういうものがないわけでもないし、調理室とか学習室とか研修室というのが市民センターにはあるんで、すぐ行けるわけです。これは備前市民全員が対象なんで、片上地域住民だけが使いますというわけにもいきません。

だから、このバスケットやバドミントンというよりも、図書館めいたものを、大図書館は要りません。そういう構想案が教育委員会ではなされていますけども、よくリンクして、連携をとりながら、もうもちろん市民センターはなくしますよ、当然、図書館は。そしたら、もう一つであるわけです。カフェ的なものとか、図書館というのはそういう意味ではもうダブることはないわけです。そこまで考えておれば可能ではないかと思っておりますけど、どうでしょうか。

○砂田施設建設・再編課長 委員おっしゃられるとおり、機能の重複というのは、もうこれは避けるべきだと思っています。ですから、市民センターとの役割分担であるとか、そういったものは今後詰めていく必要があるかと思っています。

今示しているAからCの案につきましては、Aっていうのが非常にいろんな機能を詰め込んでいるわけですけども、Cになってくると、もうかなり機能を絞り込んだような、ほぼ広場が中心というような形になっています。

ですから、今回1案に絞り込めなかったというのは、そういったいろんな意見もある。機能の絞り込み、それから機能の重複を避ける、そういったことをどんなふうに整理していくかということがまず難しかったということがあつて、3案を示させていただいています。

今後基本設計に入つてまいりますけども、基本設計の中ではそのあたりを十分に調整する必要があるかと考えております。ですから、かなり基本設計には時間をとって整理していく必要が

あろうかと思っております。

図書館につきましては、この場所につくらないということが前提になっておりますので、この場所での図書館云々については、私のほうから申し上げられることはございません。

○掛谷委員 何で図書館構想とこのアルファの再生を切り離してしまうかというのが、大きな疑問なんです。立場でいえば、片や教育委員会がやっていることに口は出せません。逆に、教育委員会が考えとることをこっちにせえということもできません。極論言えば、お互いがお互いにそれはないでしょうというふうにしてしまっているんですよ。

地元のニーズはありますよ。だけど切り離して考えてくださいと言うもんだから、片上の住民はそれを言えないんですよ。だからおかしいんです。

その話も出て、図書館は切り離していいですよというようなことだったら、反映された意見としてはいいんですけど、頭から行政は図書館構想というものが、どれだけの規模にするかは別にしても、切り離して考えてくださいというんじゃあ、住民は本当に怒っとうですよ。だけど、そういう言い方をされてきとるから、しょうがないじゃないかと泣き寝入りみたいになっとうわけだ、それでここまできとるわけだ。

ここまできて図書館の話は今さらまた言いよんで、ややこしいことを言ようるじゃないかと、いや、それはそうなんだけど、そういうものも図書館構想の中として考えてみてくださいよと、それがこういうことで無理ですよと、まだ時間はあるかな、難しいかな、ようわからんですけど、このフリースペースなんかはやろうと思ったら、どこまでできるか計算できませんけどね。

そういうところまで皆さん方が、図書館の建設をこの程度のものであればできる可能性がありますよということを書いてもらったらいいと思う。それを何でも排除しとる。それは言い続けてきましたよ、私は。一切入ってない。それはそうじゃわ、頭からそういう考えは捨てていきますからね。

だから、今さら無理ですよといったらしょうがないけど、しつこいんですけど、そんなことも提案をお互い連携して、教育委員会なんかでも話し込んで、こういうことで、それは今さら無理なんだ、いや、これぐらいの大きさだったら可能性ありますとか。今さら感はありますけど。これはかなりきついこと言いようりますけど。それは私のテリトリーじゃないから、関係ございませんというようなことはおかしいと。努力すべきだと思います。どうでしょうか。

○高橋総務部長 本会議の答弁等でもお答えしておるんですけども、この場所での図書館、アルファでの図書館というのは、やはり駐車場スペースがとれないということが致命的なものになるかと思えます。図書館構想につきましても、まだ場所が特定をされておるとは存じてないんで、その調整というのはすることはできると思いますが、アルファについては、やはり駐車場が致命傷になるという認識でおります。

○掛谷委員 ですから、サイクリングターミナルの県内、県外から来るにも足りない。どっちにしても駐車場自体が、もうこの辺で町歩きで来るような人を対象にすんじやったら、そんなに駐

車場も別にどっかに買ってせんでもええんですわ、この辺の町歩きで。やっぱり備前市、備前市外の人がサイクリングターミナル的なものもあるんだったら、駐車場が不足するのは目に見えとんですよ。

ですから、逆に言えば図書館がこれだけ利用するぐらいの大きなスペースが必要なことであれば、駐車場も必要になってくるんですよ、当然。ですから、図書館がある程度の大きさが決まったら、図書館は駐車場が必ず要ります。それから、赤磐へ行っても瀬戸内へ行っても、それ相応の駐車場は100台ぐらい近い形でございます。ただ、ここも離れているんで、5分、10分歩いてもう行かんと思うんで、そこのパチンコ屋の辺へ行きゃあ少しは、あの辺を歩いて、それこそマックスバリュで買い物ができたり、帰りがけに町歩きができたりするわけですよ。

だから、本気でそういうことをやろうと思うたら、やっぱり駐車場の確保が大前提です。トイレが大前提という話もあるぐらいで。こんな施設は必ず駐車場は大前提ですから。そこまで踏み込んでない。いやいやいや、駐車場がないからできませんというのは、私はある程度詭弁だと思いますよ。本気でやるんじやったら、駐車場は要ります。将来的には要るんじゃないかと思うんです。もうその辺の町歩きじやったら要らんですよ。13台とか15台、もうそれでいいです。

だから、それを片上の地区住民の人が言いよられたでしょう。言いよられたのを、今の駐車場がないからできませんという話というのは、ほんなら駐車場を確保するところを買やあいいじゃないですかというところに持っていくじゃないですか。もうぎりぎりところまでこれ来とるから言いよんですよ。もうこれで恐らく、これ1案で決めたらばっといってしまいますからね。それでしつこう言いよんです。駐車場整備、どっか買うという考えも持つとらんのでしょう。どうなんですか。

○高橋総務部長 これも一般質問の前回の議会でお答えしたんですが、駐車場だけをあそこに確保するということになると、建物が何もできないというようなことになってしまいますし。

〔「もちろん。ほかのところ買わにゃあ」と掛谷委員発言する〕

利用するんであれば、付近の土地を購入して使わせていただくという御回答をさせていただくとるというふうに認識しております。

〔「だから……」と掛谷委員発言する〕

○石原委員長 休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時57分 再開

○石原委員長 再開いたします。

○掛谷委員 もう終わりますけどね。言いたいのは、全部が悪いと言うんじゃないんですよ。ただ、図書館というのが地元の声があるにもかかわらず入れていないから、それはどうなんですか。そのためには、入るとしたら駐車場のことも関連するから、それは一つのA、B、Cの中

で、極端に言やあDなんか、そのCのダッシュなんか、そういうところまで、もう住民が言いよらなんだらええですわ。一切言いよらなんだら、要りませんとか。また私みたいに、一議員だけど、香登からでもこういうことを言ようということは、求めている声もあるんですよ。それを排除しとるから、もう最後の最後で言わせてもらいよんです。恐らく言うても聞かんと思いますけどね。排除されたままでいっとんじゃということで。そういう声は無視されているということは言うときます。もう答弁はよろしいです。

○川崎委員 まず、何で12億円というのが先に出てくるのかがよく理解できません。

それと同時に、せつかく調査費8,500万円も組んで、解体費用をまず幾らかかるんかという、もし5億円かかれば、12億円ということはちょっと疑問がありますけど、7億円の建物を建てるんじゃないたらA案しかないんかなと。だけど、解体費用が7億円かかって、残り5億円ならB案かC案、建坪面積からいったら半分ぐらいの建物だから、B案、C案なんかなと。解体費用をやっぱり確定して、それをやるという前提でA案がええんか、C案がええんか、A案なら12億円が14億円になるんか、そこら辺も含めて言うたって、A案からC案、3つの案どれがええやこうというのははっきり言えないんじゃないですかね、お金との関係で言えば。解体せんとできない案なんでしょう。だったらまず解体費用が幾らかかるということを確定してからでも、どの案がええんかというような議論はその次の話じゃねえんかなと。まず解体費用をどうするかということは何でやらないんですかね。解体した後の案を同時並行でやらないと、国からの補助金の関係でだめなわけ。ちょっとそこをはっきりさせてくださいよ。

○砂田施設建設・再編課長 基本構想をつくっているということで、まず、まだ実施設計の段階まで至ってないということでもあります。精密な解体費用は、実施設計しないと出てこないです。いろんな建物の大きさとか壊し方とか、そういったこれまでの設計事務所の蓄積から、大体これぐらいの建物であれば6億円から7億円ぐらいかかるかなっていう、そういう概算でしか出てこないわけです。全てを決めてからやるというのはなかなか難しく、基本構想の中ではほぼ大まかに概算で解体費用を見積もった上で、じゃあそこにつくる建物についても、その構造とかそういったものから平米当たり単価というのはおおむねわかっているわけですから、そういったものに乗じて、じゃあ全体の費用というものを見積もっていくというのが最初のやり方で、いきなり全部実施設計してという話にはならないと思っています。

○川崎委員 じゃったら12億円という数字も出てこんのじゃないですか。頭をくくっているから、それが限度だということなら、解体費用は幾らぐらいかかるというのを確定せんことには、A案がええんかC案がええんか、面積にしたら1,300平米と700平米ほどだから全然建物が違うわけだから、そんなもん何がええかどうかという以前に、お金が幾ら投資できるんかということをはっきりせずにどの案がええというような議論というのは、私に言わせたら全くナンセンスです。そういうことで終わります。答弁結構です。

○尾川委員 掛谷委員もいろいろ話があって、同じ話になると思うんですけど、図書館を求める

声というのは結構強いんですよ。というのが、市民センターと同じじゃねえというのは差別化しとると説明があるんだけど、その辺の再編計画の中で、別に図書館しますよと、それでこういうものをしますよと。そんなにできるんですかというのが単純な、そういうふうに一般質問してきたから言いようるわけで、それで市民も意見交換会か何かで、バスケットやバドミントンやこう体育館は要らんというふうな発言もしとるわけですよ。

質問は、要は意見をA、B、Cにしろ、まず、一般質問でも言うたんだけど、はなからはやA、B、Cで決めて進めよと。だから、一般的にどういう構想をしていくか、本当に市民の声を聞く気なら、白紙のところから、課長はつくったものでねえと、修正かけてもらやあええんじやと言うんじやけど、市民はそうとってねえわけです。ただ集まって聞きよるだけで、A、B、Cが決まって、全然感覚が違うわけじゃ。そこはしょうがねえ。そりゃああんたが担当者だから。だけど市民はせっかく集まって意見聞いて、何に生かしてくれるんならと。これは決まっとなじやろう。ただ帳面消しにしよるだけじゃろうとって集まっとなるわけですよ。

そんなので、要するに図書館をつくるにしても、部長もよう知っとなるけど、白紙とは言わんけど、意見を聞いてどういうものを求めとるかというものを積み重ねて、4年も5年もかけてやるわけですわ。そんな時間はねえかもしれんけどね。そういうふうな白紙のような状態から一つのもをつくり上げていく。その辺の取り組み方を何ぼ言うたって聞かんのんじやけん、同じことばあ言いよるわけじゃ、こっちは。

本当に聞くんなら、聞き歩いて、それでどんどん集約していくような、そういうことで、ただ形だけ聞いて、備前緑陽高校のアンケートって、何ら報告がないですが。じゃからいつも後手後手になるわけ。何で出さんのですか。前にもANAで早稲田の提案もやったけど、あと一つも活用しとらん。あれもどこがお金を出したか知らんけど。何にもその報告がないわけじゃ。それで後から、済んでしもうて決まってから出して。何を生かしとんですかと聞いてえわ。

○砂田施設建設・再編課長 高校生のアンケートにつきましては、ホームページでもアップをしていると思いますけども、フリーで意見を聞くといろんな話が出てきて、例えばゲーセンつくれとか、映画館つくれとか、もう本当に取りとめがなくなっていく、拡散する一方なんですよね。とすると、ある程度こういった形で整理したり物をつくっていききたいというものを示しながら、それに対して意見をもらおうというのは一つのやり方だと思っています。今回そういったやり方をしています。

市民の方の意見を聞いてないというふうにもおっしゃられますけども、話は聞いています。その中で最大公約数をとるといような形にどうしてもならざるを得ない。このAからC案も、そういうことを踏まえた上でまとめていっています。

全ての方が満足してもらえる施設というのは、なかなか難しゅうございます。例えば図書館のように機能が決まっていて、それをつくるのであれば、それを突き詰めていけばいいわけですけども、ここの場合はそういう多目的な施設をつくるとなると、多種多様な意見をその中にどんな

ふうに落とし込んでいくかというのは非常に難しゅうございます。

このAからCの中でどれかで決めろという話はしておりません。今回もよう一つにまとめ切れなかったというのは、そういった多様な意見をどんなふうに採用していくか、酌み取っていくかということについて悩んでいるからでございます。先ほど申しましたように、基本設計の中で多くの時間をとって、そういったことをまとめていきたいと考えています。

意見聴取については、もうこれ以上やっても、なかなかうまくいかないのではないかと考えております。委員の意見にちょっと反するような話ですけども、まとめていくというのは、やはりどこかで誰かが決断しないと決まっていけないと考えております。

○尾川委員 そこの感覚が違うんよ。高校生なんかも、それはしょうもねえ意見出してきとるというて、今言うANA総研が出した報告書を覚えとんじゃけど、それでも市としたら大した意見じゃねえと流しとんかもしれんけど、やっぱりその声を聞いていくという、あるいは地元の高校生に教えていくぐらいな、誘導していくぐらいな意見も持って、ただ意見を排斥するようなことをするよりは、そういうやり方というのも考えるべきじゃねえかという、個人的にそういう意見を持つとん。

それで、AかCを選択せえってしてねえっていったって、実際、参加しとる側にしたら、全部じゃねえかもしれんけど、もう決まっとんじゃろうと言いはるわけじゃ。そこが違うんじゃから、しょうがねえ、それは。市はそうじゃねえ、ただたたき台で、どうでもしてくれというて言いはるかもしれんけど、集まっとる市民はそうじゃねえんじゃ。

それともう一つは、この策定趣旨のところ、片上まちづくりからの要望も踏まえという表現になっとろう。これが気にかかるんじゃ。やっぱり市全体としての施設として捉えるというのが根底にあったと思うんじゃ。これも大事なよ。せやけど、みんながどうとるん。じゃから、そこの感覚が全く違うんじゃ。

それから最初のAと今のAとどう変わってきたんかというのが何にも説明なからう。いやあ、見て比べりゃええが、ホームページ見りゃええが、アップしとるって。じゃあここまで会議に出してやるなら見せてくれりゃあええが。ペーパーにすりゃええが。ホームページに出しとる、出とるというて逃げるようなこと言うけど、ほんならここまで皆言やあええが。ホームページ出とるけん、よう見てきてくれえいうて。勝手についたら報告して、アンケートとりました。あれで出しました。緑陽高校とのやりとりがどうだったとかというのを聞いてえわけじゃ。校長はどう言いはったんか。それやるんならそこまでやらんと、高校生はやっぱりある程度教育するぐらいのスタンスでやるべきじゃと思うとる、せつかく意見聞くんじゃったら。

そのくらいのところじゃ。もうとにかく再編計画にどう整合性とるんならと。片方じゃつくって、片方じゃ減せ、減せえって言うたりせんようにして。

○石原委員長 休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

○石原委員長 委員会を再開します。

○掛谷委員 もうざっくりA、B、C案が出てきているんですけど、このA、B、Cで事業費はそれぞれ幾らなのか、概算は出ていますか。

○砂田施設建設・再編課長 大体6億円前後の数字です。

〔「全部が」と掛谷委員発言する〕

どれもそうです。

〔「どれも」と掛谷委員発言する〕

はい。積算しているわけじゃないので、こういった数字を申し上げますと、それがひとり歩きをしがちなんですけども、あくまでまだ概算の段階です。こんな目まぐるしい状況の中では、資材が高騰する、人件費が高騰するっていうことはもうあり得る話なので、あくまで参考数値として取り扱いをお願いしたいなと思っております。

〔「それは了解です」と掛谷委員発言する〕

○石原委員長 目標ということ。

○川崎委員 いやあ、同じような6億円じゃと言うけど、面積半分でも6億円というたら、何にそんなにかかるのかな、BやCは。その説明ぐらいして。面積で決まるんじゃないかと思う。

○砂田施設建設・再編課長 もちろん面積というのは指標になりますけども、A案については本当、公共建築っぽい箱です。B案、C案というのは、全面ガラス張りにするとか、構造的に少し複雑なものをつくるというような形になっています。屋根を持ち上げるとかそういう全体の建築の意匠ですね、そんなものを含めてそれぐらいの金額になっていくだろうというふうに見込んでいるということです。

○掛谷委員 施設を使う人のターゲットが、平日であれば高齢者がターゲットになる。それで、土日になるとお子さん連れ、市内でも遠いところ、サイクリングであれば遠いところ。土日、祭日のけた、いわゆるウィークデーというのは高齢者が1番、それから仕事をしてない人が2番。祝祭日がどっと来るといやあどっと来る、そういうイメージだと思うんです。

だから、それに見合うような、うまいこと複合的にやっていくのが私はいいと思って、Aが悪い、Bが悪い、Cが悪いというんじゃなくて、そのいいところどりをする形でというのがいいと。そこに、しつこう言いよるけど、図書館めいたものの、瀬戸内の半分ぐらいでもいいけど、日生もあり、吉永も置いとくわけだから、備前だけがどんと大きなことは要るわけでもないんで。特にA案については余り賛同できないけど、B、C案の中でそういう図書館めいたことのことをひとつ再検討をお願いをしたらどうかということ提案しますし、委員の中でこれからディスカッションをやっていただきゃあいいと思います。

○石原委員長 御意見いただきました。

○砂田施設建設・再編課長 ちょっと補足をさせていただきます。

高校生のアンケートの中では、読書をするとか、ちょっと休んで友達とお話したいとか、そういう要望がかなりございます。ですから、平日については、放課後になりましようけども、高校生がそういった中で読書したりとか学習したり、ちょっとした勉強をしたり、そういった場で使ってもらえるんじゃないかなというふうに思っています。

高校生のアンケートの中でもなんですけども、もっと図書館というふうな要望があるのかなと思ったんですけど、図書館ってそんなにはなかったです。ゆっくり静かに本を読める場所、勉強できる場所、友達と話ができる、ちょっとそこに飲み物なんか売っててもらえるといいなっていう、そういった意見というのが多かったように覚えております。

このAからCにしても、そういったものも反映したつもりではございます。十分かどうかは別でございますけども。

○田口委員 駐車場っていうのがA案にしかないんですけど、やはりここを将来的にどういう目的で使いたいんかということですよ。だから、観光を中心にというんだったら、もっとこの駐車場部分を裏面全部とる。そして、多目的ホールのなものは必要ないと思うんですよ、そういう形で考えるんでしたら。あと、トイレをもう少しふやす。さっき言ったサイクルステーションとか、さっき言われた自動二輪とかというのは最近結構多いんで、そういう駐車スペースも確保するというのも含めて、言えばこういう和室云々というのがありますけど、観光とかそういうんで考えれば、私はこういうところへこそやっぱり蕃山記念館というようなものをどんと建て、しっかり駐車場もここへ確保する。その中に、トレーニングルームというようなものはこの場所には必要ないだろうと思うんですよ。

だから、蕃山記念館というようなものをどんと、備前市の中心部分のようなところですから、それなりにやっぱりネームバリューのあるものを持ってきて整備していくというのが大事じゃないかなと思うんですよ。それプラス駐車場と、やっぱりトイレはしっかり確保する。そういう形で、そこを起点にしてあちこちへ行ってもらえるような、当然このところは道路拡幅されるということで、同時にここにつながる250号へ出る部分もあわせて拡幅できるような計画というんですか、そういうのが大事じゃないかなと思うんですけど。要望でこの多目的ホールとかトレーニングルームとかというのがあったんかどうかということですよ。その辺は。

○砂田施設建設・再編課長 ここに掲げとる機能は、私が勝手に入れたものは一つもございません。全て高校生のアンケートであるとか地域の方の意見交換会で出た要望を踏まえたものを入れています。

お願いなんですけども、個々にそういう話をさせてもらうということも必要なんだろうけども、やっぱり委員会の中で何が必要かという議論をしていただいて、それをまた私どもに返していただくというのも、一つ計画のつくり方ではないかと思っております。よろしくお願ひします。

○石原委員長 休憩いたします。

午前 11時20分 休憩

午後 1時00分 再開

○石原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより後は、本日2点目予定しております旧庁舎解体に伴う石綿除去について継続調査事件として行います。

まず、資料も出ております。それらもあわせてまず説明をいただきたいと思います。

○砂田施設建設・再編課長 旧庁舎解体工事に関連して、臨時議会で変更契約の議案という形で上げさせていただき前に、内容について説明をさせていただきたいと思います。

お手元のほうに資料をお配りしています。たくさんあって申しわけないんですけども、かいつまんで説明をしていきたいと思っています。

まず、1枚目に、旧庁舎解体工事に伴う石綿除去工事の追加施工についてということで、概要版をつけております。今回、さきの委員会でも速報で報告させていただきましたけども、アスベストがあるのがわかったということでございます。ここで、このアスベストというのは、法令法規に規定されていないもので、従来の法令法規に規定されているものは事前に調査した上で、設計書の中に計上しているということをまずは申し添えておきます。

別紙1参照ということで、3ページ、4ページ、5ページを開いていただきたいんですけども、別紙2と書いております。この真ん中あたりに旧庁舎の新館の1階から3階まで各階の平面図をここに添付しております。その赤く着色したところの内側の壁ですね、室内側の壁の塗材の中に入っているということがわかったということです。

その上に表で経緯を書いていますけども、事前調査ですね、大気汚染防止法に基づく事前調査をしたんですけども、その中で1回目の調査では確認されないというか、旧館の1階ロビーの壁が対象になっていて、設計書の仕様の中では、これは平成元年から2年に改築した工事の内容に相応するんですけども、吹きつけタイルっていう仕上げの工法について疑念があって調べるということでスタートしております。その中で代表的な箇所として旧館の1階ロビーを調べました。その際には発見されなかったということなので、ほかの使用の場所もないというふうに判断して工事を進めたわけですけども、新館の一部壁を取り壊した際に、塗材の様子が少し違っていると判断して、改めて調査を行いました。その結果、塗材の中からアスベストが検出されたということで、今回の事態に至ったというところでございます。

以前にも説明しましたが、もう一度おさらいいたします。

見つかったのは、今の別紙2の下のところにも模式図をつけていますけども、下地っていうのは、これがコンクリートの躯体だと思ってください。その上に下地調整材を塗って、下塗りして上塗りするっていう、これが標準的な工法になります。今回見つかったのは、この上に、元年、2年の設計の仕様では、これを全部除去して新たに塗りかえるというふうな仕様だったんですけども、それを除去せずに、この上に下地調整材を塗って、下塗りして上塗りしていたというよう

な状況です。

調べるときには、古い塗材のほうに入っているんじゃないかというふうに懸念していたんですけども、そうではなくて、上塗りしたほうの塗材の下地調整材にアスベストが入っていたということでございます。

戻っていただきまして、1枚目の資料です。

1番は今説明したとおりでございます。適正な処理を義務づけられていますけども、法令法規に基づくものは事前に把握し、設計書に計上しておりました。

2のところ、今回判明したアスベスト材料については、法令法規にこれまで明記されてなかったんですけども、平成29年に環境省から指導通達が出て、こういったものにも入っているということで注意喚起がなされたということでございます。

飛ばしまして4番です。アスベスト建材の使用状況ということで、まず丸の1つ目です。石綿含有塗材ということで、これは今説明したとおりでございます。1階、2階、3階の壁のうち壁にあったということです。面積的には1,073平方メートル。含有状況としては、先ほど申しましたとおり、仕上げ塗材の下地調整材に0.1から0.5%の重量が入っていたということです。

それともう一点、これはあらかじめあるとわかっていたんですけども、実際に解体に入ってみると、設計の仕様と異なっている仕様だったということがございまして、そのためにちょっと撤去量がふえたというものです。これは、この部屋でもそうなんですけども、天井材です。これは下が、今見えているところが吸音材というのが張りつけてあって、その1枚上に下地ってということでケイ酸カルシウムのボードか石こうボードがあって、それにこれが張りつけてあります。今回撤去するに当たって、仕様では下地があって、この表のボードがあるというふうな構造だと思っていたんですけども、取ってみると、これも取らずにその下にまた下地を打って、吸音材を打っていたと。要するに4層構造になっていたというのがわかったということです。その中の下地のボードですね、ケイ酸カルシウムのボードの中にアスベストがあるというのがわかっていたので、結果的にその4枚全部取り外す、処分するというふうな形になったということで、処分量がふえたということになっております。

5番の除去工法です。石綿含有塗材につきましては、除去工法として集じん装置つき超高压水洗工法、これは通達に基づく仕様でございます。

次に、石綿含有成形板ということで、これは先ほど申しました天井材です。二重張りが四重張りになったものについて、これは人力で解体するということになります。

工事費用です。まず、石綿含有塗材につきましては1,073平方メートルがございまして、金額で諸経費を込めて4,159万1,000円です。先ほど申しております石綿の含有成形板、ケイ酸カルシウム板ですね、これにつきましては87立米がふえて、金額的には459万8,000円、合わせて4,618万9,000円の増額ということになります。

あわせて、工期の変更がございまして、石綿の塗材の撤去におよそ二月かかるということで、全体的に二月工期が延びて、9月30日が11月30日の見込みということでございます。

これについて変更の議案ということで、臨時議会に上程させていただきたいということでございます。

2ページに内訳をつけております。備考のところに変更なしと書いているのは、これは変更がなかったところで、赤字で上下に書いているところは変更があった場所ということになります。

それから、3ページです。石綿対策の推移についてということで書いておりますけれども、平成16年に石綿についてはかなり厳しい規制が入ってきたということで、この際に現行の法規で法規の枠組みがつくられて、処分に際して適正な措置をとるっていうものが規定されています。

1枚めくっていただいて4ページのところです。ここで石綿含有材のレベル分類ということで、1から3のレベルに分類されて、特に1、2については非常に厳しい規制が課せられています。レベル3については、厳しい規制はないんですけども、取り扱いについては指定がされているということです。

じゃあ、どんなものに含まれていたかというのが、その下の表です。内装、天井、そういったものの下地のボードに入っている。あと、吸音材、内装、天井の吸音断熱材、こういったものにも入っている。あと、床とかのPタイルにも入っています。あとは外壁や軒天なんかのサイディングの成形板なんかにも入っている。あと、鉄骨の耐火被覆の吹きつけにも入っている場合があったということです。およそこんなものに入っているということで、この中に今回でいう塗材については規定がなかったということです。

とはいいいながらも、健康被害とか問題があるということで、ことしの3月に閣議決定がなされて、大気汚染防止法の改正がなされる見込みです。この中では全ての石綿含有の建材について規制の対象になるとされています。

今回の取り扱いは全てレベル3の取り扱いでございます。これにつきましては、別紙の6、7でございますけれども、ここで関係の機関、和気の労働安全基準署と県の県民局環境課に事前に相談に行っております。その中では、市のやり方について特に問題はないということで、適切な処理をするようにということでお話をいただいております。なので、こういった機関に対しての届け出とかそういったことはないということでございます。

あと、8ページ以降に、29年の通達を参考に添付しております。またごらんになっていただければと思います。

○石原委員長 ただいま御説明いただきました。質疑、発言希望される委員おられましたら。

○川崎委員 いつものことなんだけど、29年当時でこの設計図面ができたのは去年の8月です。図面はもうむちゃくちゃで、全く寸法が合っていないような図面のままただらだらきて、こちらが指摘するまで図面の間違いさえわからないようなやり方してきとんですけど、閣議決定しとるけど、来年施行で、来年4月1日までは現行法で別に問題ないと書いていますよね。そういう中

でいつも思うんだけど、12月に入札をやるまでに4カ月ある。こんな通達が29年とって今から3年も前に出とるんだったら、今言う調査なんか何で入札までにできんの。

我々が16日に突然何か壊れたからとって現場を見に行ったら、壊れた壁のところなんか一つも調査してなくて、一般的な壁を10センチ四方、四、五カ所調査したら出てきましたという。やりよることが、まあ何か適当にやって、契約した後で追加が出りゃあ言い値で随意契約というような発想しかしてねえんじゃねえんかな。3度目でしょう、これで。くいが短いというて追加工事やらされ、この基本計画だって談合じゃねえんか、何じゃかんやして、図面も間違い、単価もべらぼうに高いんじゃないかと言ったら、設計業者がしとることだから間違いありません。設計業者がやって、当局が今出したのは立方メートルだけど、ここの見積もりやこう見たら相当の面積じゃないですか、これ。2,170平米ですか。天井に至っては2,594平米。こんな平米じゃから、あと何ミリ掛けたら立方メートルが出るんだらうけど、現行で間違いないうて設計して、そのとおり入札もしとんじゃから、別に適用されるんじゃなし、報告義務がないんだったら、契約どおりやっていたら結構じゃないですか。何か問題あるんですか。

○砂田施設建設・再編課長 法律等に基づいて調べた結果として、そういったものが出てきたということなので、わかった以上はそれを置いておいて飛散させるような工法で解体撤去することはできないので、今回の提案になったということでございます。

○川崎委員 いや、今やるんなら、3月に閣議決定して、来年施行で今改正案そのものの法律もまだできてない状況で、報告義務も何もないんだったら、別に契約どおりやってもらやあええし、私、県の環境課へ行ったら、こういう解体については単に発注が当局の責任だけではなく、受注側も本気でそういう壁の中にアスベストがあるかないかは徹底的に調査してから入札なり契約するのが当たり前ですよというふうなことを環境課は言っていますよ。事前にそういうことをやってないこと自体ですし、去年の8月でアスベストがあるということはわかっただから、業務を妨害しない範囲でいろんなところも穴をあけたりして、そういう検査をするのは当たり前じゃないんかな。何でそういうことが入札前にできないの。いつもそうだが。入札して後、調査だ調査だ。それも受注業者にやらすと。それは話が違うでしょう。発注側の責任が問われとんじゃない。発注側の責任として単価を上げようと言ひよんじゃろうから、初めからこういう単価が上がるなら単価が上がるような報告も、去年見てアスベストがあるんだったら、我々委員会にもそういう報告をして、慎重に今検査しようとして、そういうものが終わってから入札やる予定でと、そういう報告があって当たり前じゃないんかな。

この3月16日に、何か急に思い立って調査したら、アスベストが出てきたような言い方しか聞いてないよ。それ以前に一切そういうこと聞いてない。

○砂田施設建設・再編課長 何度も申し上げますように、今回の設計書をつくる時点では、現行の法令法規に規定されているものについては調べて、設計に計上していたわけですけども、この塗材についてはあるかないかわからない状態でございました。結果としては、工事を発注し

て、受注者が決まった時点で受注者に調査をしてもらうというふうに進めたわけです。それについては、大気汚染防止法の15条の18に書いてあるとおりでございます。

○川崎委員 当たり前かしょうらのだけど、平成29年の通達に基づいてやりよるわけだろう。それで、閣議決定は3月にしとるけど、来年施行なんだから関係ないだろう、今の法律と、現行の契約で。何でそこで、来年4月しか実行できない法規にあるようなやり方をせんといかんの。じゃったら今までに慎重にやとくべきじゃろう。常に契約が終わってからじゃないの。

くいのときもあんだ、契約した後、くいの長さを、土質調査したら、土質が軟弱じゃからくいを長うせにゃああかん。今回もそうじゃないの。契約どおりでやるということで業者も納得しとんじゃから、やってもろうたらええだろう。法律的な問題に何ら触れていないじゃないですか。法律のどこに触れるかはっきりさせて。

○石原委員長 休憩いたします。

午後1時19分 休憩

午後1時25分 再開

○石原委員長 再開いたします。

○土器委員 私は今回褒めてあげるべきだと思うんですね。何でこういう要因が起きたかというたら、例えば新しいところへ建てるとか、それから業務を移転しといてやればこういう問題は起きてなかったと思う。だけど、やりながらやりよるわけ、お金要らんようにするため、その結果起きたことだと思うんです。

それから、お金かかっても気がついた時点でやはり適正な処理をするべきだと思う。行政は今まで安全に関して甘いと思うんですね。災害その他もし起きれば物すごくかかるわけじゃから。だから、今回私は、課長はよう気がつかれたと思っています。

○掛谷委員 アスベスト含有がそれぞれ懸念されて、数量とか単価、金額が出ておって、この額だと、1,000万円かからんようなことが出されて、これによって入札もされて、契約をして解体工事に入ったという流れの中で、突然こうなってきたということで、これが内訳書になると突然出てきたんだから、この部分は懸念をされてこれを入れ込んだ契約内訳になるんですか。

〔「何のことかよくわからない」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 済いません、休憩します。

午後1時27分 休憩

午後1時27分 再開

○石原委員長 再開いたします。

○砂田施設建設・再編課長 もとの設計書の中に計上してあるものは、先ほど来何度も申ししているように、従来の法令法規の中で規定されているものについて調べて、その撤去であるとか処分

費用を設計書の中に計上しているということです。それとは別に、今回は塗材の中にあるということが判明したので、その撤去費用を変更契約として対応したいということです。

○掛谷委員 じゃあ、ここの床がほとんど。それから板、フレキシブルボード、天井、そのあたり、天井の吸音板というのが一番高くて332万円。それから床の撤去。いずれにしても何百万円という程度で、これは予測をされるであろうということで計上して、内訳書として載っけておると。今出てきているところとはほとんど無関係な内容なんですか。

○砂田施設建設・再編課長 予測で計上しているわけではなくて、何度も申し上げていますように、この建物というのは平成元年、2年に改修工事をしています。その改修工事の最終図面が残っていて、その中で仕上げ表というものが添付されていて、どこの壁を何でつくったかとか、天井をどういうふうに仕上げているとか、そういったものが一覧表になっています。その一覧表を専門家が見れば、この部分についてはアスベストを使ったそういう建材が入っている可能性が高いというふうなことがあらかじめ判断されます。そういったものと、現地を見るなり、そういったことを加えてアスベストの特定をしているわけです。

そういった部材については、先ほどの資料の4ページの下表ですね。石綿含有材の使用部位別一覧表とありますけども、ほぼこれが現行の法規で規定されている、法規に基づくいろんなマニュアルとか通達もありますけども、その中で示されているものです。ですから、これについては事前調査の中で把握して、設計書に計上していたということです。

今回の塗材については、こういった規定が今までなかった。出てきたのは29年の通達以降という話です。たまたま私がそれを知っていたので、今回調査をしたということです。ですから、設計事務所でもこれ知らない設計事務所が結構あります。話したときに、知らないっていうところを何度か聞いたことがあります。ですから、通達っていうのはなかなか浸透していないということで、今回の閣議決定に至っているんだと聞いております。

○掛谷委員 大体わかりました。場所はどこなんですか。ここの場所は。

○砂田施設建設・再編課長 ですから、それは設計書が残っていますから、どこにどういうふうに使ったかというのはその設計書に書いてございますから、それで特定しているということです。

○掛谷委員 だから、今のところと同じところですか、違うところですかということを聞きよるわけ。

○砂田施設建設・再編課長 別です。

○掛谷委員 わかりました。

問題は、その当時の業者が間違った行為でそういう改修工事をしたというのに、責任問題は市がとらないかんのか、その当時の施工業者についての責任は問えないんですか。

○砂田施設建設・再編課長 先ほど来説明をしていますけども、別紙の1を見ていただきたいんですけども。

3 ページです。これは石綿に関する法令法規の変遷を書いています。先ほどから申しているのは16年ですね。16年の労働安全法の施行令の改正に伴って、その明くる年に大気汚染防止法も改正になっておりますけども、ここでそういった規制が入ってくる。それ以前は、例えば塗材の中に入っていたとしても、それは別に法律に触れていない。天井のボードとか床のPタイルにそういったものが入っていたものを使ったからといって、法律に触れていないというのが現状です。

○掛谷委員 ちょっと理解できん。昭和46年に新館ができたわけですよ。昭和35年がこの本庁舎、向こうは昭和46年にできとんですよ。その当時はそういうことは一切ないと。ただし、今言うように改修工事をした平成元年、2年にそういうことが起きたわけなんで、ここで言えばもう、平成元年、2年、このあたりって労働安全衛生法施行令改正の前。その前ということになると、規制は一切ないということですか。

○砂田施設建設・再編課長 昭和40年代は全く規制がありません。

50年代あたりからILOの勧告があったりしてだんだん規制が厳しくなってきた、そこに書いていますけども、平成7年に規制が今の石綿の含有量が5%から1%までに変わっています。16年以降は0.1%に強化されています。ですから、平成元年というのは7年以前なので、そういった石綿含有の建材を使っていたとしても、法的には問題になっていません。

○掛谷委員 ということは、施工業者には問われないと、責任を追及することもできないということなんですよ。

○砂田施設建設・再編課長 当時どういう形で施工したか、私わからないんですけども、発注者側からそういったような仕様でやれというふうに言ったかもしれませんし、それはわかりません。何とも言いようがないです。

○川崎委員 いや、だからね、こういうことはよう勉強してわかっとなやろう。わかっとなだったら、去年の8月にこういう部材を使うとったというのがわかっとなし、年数も古いんで、基準以前だったら、新館も旧館も何使うとるかわからんわけじゃから、我々が16日に行ったときというのは、ほんの10センチ四方を、五、六カ所ちよろちよろっと見る程度じゃ。そんなもん一つでもできるとし、こういう図面ができて、去年の12月に、入札するまでに4カ月あるんよ。何でそこでせんの、こういうことがわかっとなって、何で契約してからしか気がつかんの。今の説明では、課長がこういうことをわかっとなからやろうとしたんやろう。何で入札以前にできんのかな。

それから、我々にも潰す新館についてはアスベストが入るとるらしいと、それで見積もりも来とりますということを報告してくれてええんじゃねえんかな。

○砂田施設建設・再編課長 おっしゃるとおり専門家が見て、今回の吹きつけアスベストについては入っている可能性がかなり低いだろうという見解がありました。そうはいつても、確認のために、じゃあ業者が決まって受注者が決まった時点でやってみましょうと。その見立てのとお

り、1階の壁からは検出されませんでした。ですから、そういった判断についてはそこまで間違っていた判断ではないと思います。

問題だったのは、新館のほうの壁が、旧の塗材を取らずに上塗りしていたと。その上塗りしていた下地調整材、ちょっと専門的になりますけども、塗装した上からまた塗装するというのは、余りよくないやり方です。なじみが悪かったりするということがあって、そのために下地調整材の中に、なじみをよくするために石綿が入ったものを使ったんだろうと推察しています。

ですから、最初私どもが心配したのは、古い塗材が残っているから、その中に入っているんじゃないかなと思ったわけです。その見込みは外れましたけども、そういった形で調査しています。このやり方については、先ほど来何度も申し上げますけども、法令法規等に基づいて適切にやっているというふうに私は判断しています。

○川崎委員 1点答えてないんじゃない。去年の8月にこの設計見積書はできとんよ。アスベストが入るとということはちゃんと書かれとんや。何で委員会に報告しないのかというのが1点と、入札までにそういう報告があれば、慎重に、本気でやる気なら調査できとんよ。何で契約して業者が決まってからしか調査できんようなやり方しようるかといって問いよんよ。それはちょっとおかしかろうと。こういうことは古い建物で、何をどうしとるかわからんようなことはわかるとるわけだから。そして、業者が古い図面見ただけでもアスベストがあるし、その後、新館のほうについてはやり直しとるわけじゃろう。塗りかえとるわけじゃろう。そういうことについても、この規制以前の塗りかえをやとんじゃから、平成2年、元年言われたら、この平成16年や18年の基準を厳しくするよりもっと以前の話じゃから、はっきり言って何が入とんかわからんじゃから、調査しますというような報告をなぜしないのかといって問いよんじゃ。

○砂田施設建設・再編課長 この庁舎建設工事に先立って、保健センター等の解体もしていますけども、そこでも多分Pタイルとか天井材については使われていたと思います。でも、今までそういったことを逐一報告したというのを聞いてはいないので、私としても通常、法令法規で決まっているものについてはもちろんやっているということだったということで、特にこの件だけを取り上げて報告しなければいけなかったとは思ってはおりませんでした。

○川崎委員 ある意味では報告義務がないかもわかりません。別に単価も変わらんし、契約は変わらんじゃったら、報告は事後で結構なんです。だけど、契約したばかりで1カ月もたたんうちにこんな追加が出てきましたなどというのは、どう考えてもおかしいと。やっぱりアスベストのような危険なものがあるって、それを業者に潰さすのにはいろいろ単価的に問題が出てきそうだと、そのぐらいの報告はあってええんじゃないの、入札する以前に。そういうのを聞けば、もっと慎重に調査をしなさいということを委員会としては言っているよ。そういう高度なこういう処理で、5,800万円のできる工事が4,000万円も追加しないと、重大な問題でしょう、委員長。そういうものが一言も報告がなくて突然3月16日に委員会が終わって出てきて、現場を見に行くと、そういう問題じゃないでしょう、こういうアスベストという問題。地域の住民と

の環境問題含めて。住民にもある意味では、潰すときに飛散する可能性もあるんで、気をつけてくださいとか、御了承くださいとか、そういうことも含めてやらないといけないケースじゃないですか。4,000万円も追加して、その飛散を防止するための重要な工法の変更やこうするんじゃないら。もっとも事前でそういう報告義務がないじゃ何じゃという問題じゃないでしょう。報告義務がなかったら、最後まで契約どおりやって、我々に報告せんようにしてくださいよ。そしたら契約どおりできとるじゃない。勝手についたら報告しよる。それはおかしかろうということです、私は。絶対反対です。

○石原委員長 　という委員の御意見。

○掛谷委員 　ちょっと教えてほしいんですけど、アスベスト含有量の基準値というのが当然あるわけですけども、今回のこの天井ボードとかその石綿の含有率の基準値は幾らなんですか。もう調査は終わったんでしょうけれども、基準値はあるけど、それ以下ですけども、あった場合はもうせにゃいけんのんじゃないと、その辺のところの説明はないんですか。

○砂田施設建設・再編課長 　今は16年の法改正で0.1%以上のものが規制されていますから、その0.1%入っているというものについて調査して撤去しているということです。

○掛谷委員 　じゃあ、調査して、0.1%以上のものが対象で、今回の工事費が4,600万円ほど追加になるということなんですか。

その内訳。このアスベストに係る費用が幾らなんですかという、これがこのお金ですか。

○砂田施設建設・再編課長 　それはもう設計に入っとるものを含めてですか。

今回変更で追加しているものは、1ページ、2ページのところで書いてございます。塗材に関しては4,159万1,000円、成形板で追加になったものが459万8,000円と書いております。これ以外の内訳ということですか。

○掛谷委員 　ほかに何かありますか。

○砂田施設建設・再編課長 　それはまた請求書の中を見て整理しないと、今すぐお答えすることはできません。

○石原委員長 　休憩します。

午後1時45分 休憩

午後1時50分 再開

○石原委員長 　再開いたします。

○掛谷委員 　何せ総額の金額がでかいんですよ。だから、仮に市民がこれを聞いたときに、しょうがねえわ、それはまあええけど、しょうがないなというふうなことになって、それ以上言いようがない。どうしようもないわけ。

もう一つ私が、もうこの際言わせてもらいますけども、発見されたのは課長なんですか。誰が発見されたんですか。

○砂田施設建設・再編課長 　発見するというよりは、要するに懸念があるというか、もしかした

らあるかもしれないから、確認のために調べてみましょうということで調査したわけです。だから、それは私が発見したとかじゃなくて、設計者、工事管理者との打ち合わせの中で調査して、結果的に出てきたということです。

○尾川委員 6ページの監督署とのやりとり、経緯をわかりやすく説明してもらえたらと思うんだけど。

○砂田施設建設・再編課長 基準署に行ったのが3週間ぐらい前なので、うろ覚えなんですけども、取っかかりは基準署から電話がかかってきたということです、まず。それはちょうど前回の委員会にて速報で説明させていただいた次の日だったかと思うんですけども、かかってきまして、解体工事でアスベストがあるやに聞いているよという話だったので、電話でもなかなかわかりづらいということもあって、すぐに基準署のほうに状況の説明に上がった次第です。

その中で、まず基準署の考えとしては、そういう塗材に入っていたということだったので、今の現行の法令法規の中で規定されているものではないけども、通達が出ているので、それに従ってやってほしいというような感じでした。その際に、わかっているしこれを壊すと、法令違反になるよというふうには言われたということがありました。

ですから、基準署の考え方も、こういった工法も含めてレベル3の扱いでできますという話でした。特に基準署から指導があったとか、そういったことはございませんでした。

○尾川委員 それで、この文書にある適切な工法を採用するのであれば、レベル3の取り扱いとなると。適切な工法というのは、こっち1枚目かな、除去工法等、この辺のことを指すわけ。

○砂田施設建設・再編課長 8ページ以降を見ていただきたいんですけども、もう一枚めくっていただくと、大きな4で大気汚染防止法上の運用及び留意事項についてというふうなそういうタイトルを打ったところがあるかと思います。

ここで、先ほど私が1枚目で申した工法は、上から3つ目です。集じん装置つき超高压水洗工法、これを採用するということを基準署にも伝えています。なので、ああ、これならいいよという話でした。これ自体はレベル1、2を取る場合にも使う工法なので、信頼性であるとかそういう安全性は高いと思っています。通達に基づいてそういう工法が示されているので、市としてもそういった工法を採用するという形で進めているということです。この点については、県の環境局へも報告に行って、特にその問題はないというふうに言われております。

○尾川委員 工法は課長が選択したわけ。

○砂田施設建設・再編課長 こういったものはやっぱり専門家がいるので、工事の状況と申しますか、施工の状況などを見て判断して、飛散防止に対して確実性のある工法ということで、この工法を提案されたということです。

○尾川委員 川崎委員も言われるようにころころころころ変わって、本当に疑うわけじゃねえんじやけど、1枚目に書いてある集じん機つき超高压水洗工法というものが対応しとって、それでいろいろ後から、監督署のお墨つきか、その辺をよう確認せんと、余り信用できんけん。それ

でしつこう同じことを、適切な工法とは何かというのを改めて聞きよんじゃけどね。

○川崎委員 調査したら、2階の壁にアスベストがあったけど、旧館の階段だとか、これを見ると1階、3階はまだ調査中ということです。きょうくれた資料の中にも分析結果報告書の内容明示じゃというて、県との話し合いがどっか出ていますよ。分析結果の一覧表下さいよ。

○砂田施設建設・再編課長 資料は出ていますので、どういうふうな形で提示を。

○川崎委員 コピーしてみんなに配りゃええ。大した量じゃなからう。

○石原委員長 後刻でええですか。

○川崎委員 いやいや、今配ってくれたらええ。3月16日に調査中じゃから、次回の委員会には出すようなことを書いとんじゃもん。

○石原委員長 ちょっと休憩します。

午後1時59分 休憩

午後1時59分 再開

○石原委員長 再開いたします。

○掛谷委員 私も石綿関係の仕事をして、若干の知識はあります。今びっくりしたんですけど、労働基準監督署から電話がかかって、お話ししたいということで、そこからが何かもうそういう事実がわかったというか、もうこういう事実があればとんとんとんといかざるを得ん。

私が聞きたいのは、来てくださいということは普通ないんですよ。その事実関係がない限りは。こういうことが市役所の解体で疑わしいことがあったりして、調査した結果、こういうレベルの石綿が入っているよと。どうしたらええんかというようなことをこっちから出向いて、こういった事実についてどうしましょうかというのが、まあ普通です。逆に、監督署から来いと言われるというのは、その証拠なりそういったものがある場合なんですよ。

だから、変な話、誰かがお電話をして、そういう問題があるんじゃないというのを聞きつけた労働基準監督署から話があるという話なんですよ、大体が。そういうことは思いませんか。びっくりしたんじゃないですか。どうですか、その辺は。そのとき。

○砂田施設建設・再編課長 この件について、感覚的にはレベル3だろうというふうには思っていました。事前に監督署と、それから県民局には行く予定にしていました。その前段に、そこにも別紙の3、6ページの経緯のところ、労基署問い合わせ内容ということで書いています。備前市民の方が来庁されて、旧庁舎解体工事で外壁に石綿の使用が存在するにもかかわらず、飛散防止の措置を講じていない。保健センターの解体時はシートで囲っていたとの申し出があったということです。それについて聞かれて、別に来いとは言われてないです。ただ、内容的にこれは電話で説明するというのは非常に伝わりづらいと思ったので、いずれにしても監督署にはその話で行くつもりでいましたから、私のほうから出向きますというふうに言っただけのことです。

○掛谷委員 これが3月23日。市民の方から労基のほうに懸念があるというようなことがあった。担当者が、行こうとしようたというのはわかりましたけど、それは逆じゃないかな。ちよっ

とでもそういうことがあったら、相談しに行くんですよ。市民が言われたから動くかどうかという
ようなことじゃない。それを責任追及するつもりはないけれども、やっぱりそのあたりも、今言
う認識。コロナじゃないけど、そういう危機感が余りにもなかったんじゃないかなと。

○砂田施設建設・再編課長 危機感がないということはないです。まだ調査中だったので、全体
どこまであるかということ踏まえた上で説明に行きたいと思っていました。ただ、そういった
連絡があったので、中途半端な説明するよりも、現時点でわかっつることを説明に上がったとい
うことでございます。

○掛谷委員 まあ話が前後になって、それはどっちが早え、遅えというふうなことを言うてみて
もしょうがないんじゃないけど、何かしらやはり行政の、あなた方は忙しいんかもわからんけど、こ
ういうアスベストというものはがんの要因でもあるし、それからもうすごいお金がかかるという
問題もあるんですよ。もっともっと危機感を持ってやるべきだったんじゃないかなというふうにも
も思っています。

○砂田施設建設・再編課長 当初設計の時点で労基署に相談に行くべきだったというふうにおっ
しゃられているのかどうなのかというのは基本的にないですね。

○石原委員長 休憩します。

午後2時05分 休憩

午後2時05分 再開

○石原委員長 再開します。

○掛谷委員 それも含めてそういうことはやっぱり危機感を持ってやっていくべきだ、それは結
果論だけだな。そういうふうなところがない。

というんが、お金がごつい。これが300万円、200万円だったらな、こんなやかましゅう
言わん。結果論だけだね。そういう危機感がないからこういうことになってきて、済いません、
済いませんといって、はい、しょうがねえなというていくんでしょう。税金ですよ、これは。

○砂田施設建設・再編課長 今回こういった形で出てきて、大きなお金にはなっていますけど
も、来年の4月あたりには今回の大気汚染防止法の改正が施行されます。とすると、今度は全て
の建物でそういった調査を事前にするというふうなことが義務づけられてまいります。今までも
民間のあたりだと、やっぱりお金がかかるからということで、特に規制されてないということで
壊しているというふうに見えるものも結構あります。

今後、公共建築の中でも古いものの中で塗材の中に入っているというのがわかれば、もうこれ
どころじゃない、かかる場合も出てくると思います。こうしたコストというのが税金であるとい
うことは十分に承知していますけども、では何もせずにこのまま壊して石綿を飛散させてしま
う、そういったことが周辺の市民の方への健康被害、また実際に作業される方の健康被害になる
ということは避けるべきだと考えております。お金がたくさんかかることについては非常に遺憾
なことではございますけども、やむを得ない措置だと考えております。

○掛谷委員 だからこそ危機意識を持ちながら早目早目に対応して説明責任を果たしていけば、ある程度納得できるんじゃないかと。後、後、後に出てくるから不信感なり、税金の無駄じゃないかというふうなことが後追いで話が出てくるわけなんで、もうやむを得ないかなとは思っていますけど、そういうことが言いたいわけですよ。

○川崎委員 調査結果を早う出して、休憩でもして出してほしいのと、3月23日には結果が出て労働基準局と県民局と話ししとるようなんで、調査結果がいつの時点で出たかという一覧表、早う下さいよ。休憩して。

○石原委員長 休憩します。

午後2時09分 休憩

午後2時25分 再開

○石原委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

お願いをしておりました検査結果の一覧もいただいたところです。資料について説明をお願いしますか。

○砂田施設建設・再編課長 今2枚に分かれていますけども、1枚目が、旧館の1階ロビーをやったときの検査報告の速報です。ここで層が1から4層まである。さっき冒頭で説明させていただいた模式図のと通りの構成になっています。下地調整材があって、下塗りして上塗りしているというようものです。ここは4層ですけども、ここの中では、どの層からも発見されなかったということです。

2枚目です。ここでは、これ新館の1階ですよ。1から6層って書いてありますけども、1、2、3層が平成元年、2年に施工した部分です。その下は建てた当時のままだと思います。その中の下地調整材から出ているよと。ありっていうのがCh r、これが白石綿です。同様にそういう調査をしていって、あるなしを確認していったということです。

含有量、率の話があったんです。これ全て0.1%以上です。光学顕微鏡で見てあるなしを調べていくんですけども、じゃあ何%入っているかということまではこの中には出ません。0.1%から多分5%の間のどこかの数値になるんだろうということです。

○尾川委員 関連して、サンプリング数というのは規定ねえんかな。それ今、来年法改正があって施行するかなんじゃけど、サンプリング数が足らなったら有効性がねえと思うんだけど。

○砂田施設建設・再編課長 こういった調査のマニュアルというのは、従前の法律の枠組みで出ているものにはあります。マニュアルというのがあって、どういう調べ方をするとか、そういうのが出ています。これはまだ出てないですから……。

〔「出ていない。ほんならええんかな」と尾川委員発言する〕

いや、いいことないんですけども、ただ極端な話、1カ所出ていると、大体同じ塗り方しますから、一つの部屋の中は。とすれば、全て同様の仕様でやっているというふうにやっぱり判断します。ですから、部屋をかえて何カ所かやるとか、そんなことをやっています。一つの部屋の

中でも2カ所とっている部分もあります。仕上げのやり方が見ればわかるんで、こっちとこっちはもしかしたら違うかもしれないなと思うと、塗りが同じでも2カ所やったりする場合もあります。それはもちろん専門家も見ますし、工事関係者も見て、こことここにしようっていうそういう話はしながら進めているということです。

○川崎委員 という説明を聞くと、最初の設計見積もりが出てこういう含有して、たった700万円ほどで処理できる。解体はできる。処理費用というよりは、解体はできる。解体撤去はできると出とんじゃけど、このときには図面だけで、一切今回やったような調査はやってないという理解でよろしいのでしょうか。

○砂田施設建設・再編課長 計上しているものについては、こういう調査は必要ないということです。

○川崎委員 きょうの議論でも、もう相当規制が強まる以前の旧庁舎も新館も建物だから、アスベストが使われていた時代の話だということであれば、図面どおりで、まあそれはそれで図面以上に設計は見る必要ないんじゃないかといたらそうなんかもわからんけど、私が環境課に行ったときには、毎年公共施設については、特に解体する施設については、事前にちゃんとどこにアスベストがあるかないかを徹底的に調査して、報告しなさいと環境課としては指導しとりますと。そして、その指導文書は、毎年送らせていただいとりますということです。

ちょっと忘れていましたけど、参考にその文書があれば、次期委員会で結構ですから、提出をしてもらいたいと思いますけれども。環境課の話を知ったり、毎年指導をちゃんと各市町村にやるとると聞いて聞いたら、図面だけじゃのうて、図面どおりかどうかをちゃんと剥がすなり穴をあけるなりして調べて当たり前じゃないかな。何で契約した後じゃないとそういうことを思いついてやれないのか。それについての答弁、委員長、一回もしてもしろてないんじゃない。何ですかね。事前にそういう配慮ができないんですか。契約して初めて目が覚めて、調査せにゃあかんというふうなことになるのかな。その辺で危機意識がないという掛谷委員の言い方やけど、アスベストがあるかないかはもともと公金で莫大な費用がかかるかかからんか瀬戸際なんじゃから、やっぱり入札、契約するまでにそういう調査を徹底的にやって、安心だと、いや安心じゃねえ、大変なことになったと、やっぱりそういうことをちゃんと報告して、入札なり契約をしよりますというのが当たり前のやり方じゃないかと思うんじゃないかと、それについてどうですか。

○石原委員長 県の環境課からの指導に対するとところと、調査のタイミング等のところだと思います。

○砂田施設建設・再編課長 環境課のほうに文書がどういうふうに行っているかというのはちょっとよくわからなくて、今回添付している8ページ以降の文書についても、ちょっと僕は見たことがなかったので、環境課のほうに問い合わせをしています。今探しているというふうなことだったのか、なかったということなのか、ちょっと返事をもらっていません。

○川崎委員 事前に委員会への報告でもあれば、契約、入札するまでにもっと慎重に調査やられ

えというような話も議論できたんじゃないかと。それを法的にちゃんとやっとなだから、別に報告する義務がないというのは、少し執行部のあり方として、所管である総務産業委員会への報告義務を怠つると言わざるを得ないと思うんじゃないけど、その点についてどんなんで。

○砂田施設建設・再編課長 アスベストについて、今回報告させてもらっているものが当初あれば、あるのがわかっていれば報告はしておりましたけども、わからなかったのも、それは報告をしてないということになります。

○川崎委員 去年の8月に見積設計図ができた段階で、アスベストがあるということで、費用まで計上しとんだから、一部建物にはアスベストがあったという報告があつてええんじゃないかというんじゃない。何も入札する前だから単価言う必要ないよ。だけど、そういう材質を使った、新館がそういう建物であるという報告、委員長、あつて当たり前じゃないかな。去年の8月だけで、これ見積書できとんよ。間違つた図面と一緒に。

○石原委員長 そのお尋ねについては、先ほどやりとりがあつたかに思うんですが。

○川崎委員 じゃあ、報告せえでええんかな。

○石原委員長 それに対する答弁は先ほどございました。

○川崎委員 いや、もう一回して。何でできんのか。

○石原委員長 よろしいですか。

○砂田施設建設・再編課長 今回あつたというその結果が重視されているんですけども、以前に、同じことを言うんですけども、保健センターの解体時点でもアスベスト等について報告はされてないと思います。それ以前のいろんな建物についても特に報告したというのは、私自身は確認できていません。だからといって報告しなくていいとは言いませんけども、わかればやっぱりすぐに報告する。突然と言われますけども、わかつた時点で報告するというのが私ども責務だと思っています。そういった意味で、今回調査した内容を速報で報告させてもらったという経緯もございませう。

○川崎委員 まあ何という答弁かびっくりするようなんじゃないけど、たまたまそれじゃあこれ追加金額が出たから報告しただけで、追加金額がなかったら、こういうアスベストが新しく出たという報告もなしで工事が解体が行われたという理解でよろしいんですね。

○石原委員長 追加金額は発生するんでしょう。

○川崎委員 いやいや、追加金額がないから報告してないんじゃないだろう、このときには、もう見積もり出とるから。このときにはこれでやれるということでは報告ないけど、今回追加金額が出るから報告、もし追加が出なかったら、今回追加のアスベストが出たとしても、報告は委員会にしてないという理解でよろしいんですかという質問ですよ。

○石原委員長 休憩します。

午後2時35分 休憩

午後2時41分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

○掛谷委員 結果論的にこれは処理していかないけんじゃから、ほっとけというわけにいかん。だから、一市民に対してできるだけ、どこまでやるかは別としても、我々議員もそれは聞かれたら言わないかんし、責任をちゃんと明確にしながら、申しわけなかったというところもあるし、やむを得なかったというところもあるし、皆さんがその辺のところをきちんと説明責任を果たすべき。責任をとれとは言わん。説明責任をきちんと果たしてほしいと、これ以外にないと思いますので、言っておきたいと思います。

○石原委員長 意見ということで、ほかによろしいでしょうか。

○田口委員 掛谷委員の言われた内容と重複すると思うんですけど、やはり市民の皆さんには、これだけこういう事情できちっと処理しないと危ないんで、余計かかるんですけどっていう説明を我々もせにゃいけんと思うんですよね。だから、今回たまたまそういう形で出てきたというような状況でしょうけど、やっぱり今後の教訓として、もうちょっと慎重にやっていただきたいなというのと、我々も市民の皆さんには、委員会とか議会は何しよったんならという発言も多分出ると思いますので、そういう中でやっぱりこういう工法でこういう処理をしなゃいけないんで、このぐらいかかるんだっていう程度の資料はやっぱりいただきたいなということを要望させていただきときます。

○石原委員長 委員の皆さん方も、来週の臨時会ですけれども、前回の臨時会でも、資料要求に当たって時間が大きくかかったりということもございました。採決に当たって必要とする資料がございましたら、きょうの時点で要望をいただいとって、当日を迎えられたらと思います。

ほかに。

○川崎委員 もうこれは競争でも何でもない、随契で認めるか認めんかという話になっていますから、これの大まかでいいですから明細書を出していただきたいと思います。随意契約でしょう。競争でも何でもないんじゃから、事前に公表していただいとって結構だと思いますので。それを認めるか認めないか、追加契約としてということですので、この4, 159万1, 000円と459万8, 000円の内訳なり、内訳でなければもっと、諸経費含むですから、諸経費が幾らでとか、それからどういう工法かというようなこと。それで2カ月延長される理由、10、11月ですから、そういう工法だとかいうことで時間がかかるとか、そういう資料をぜひいただかんと、もう次に委員会を開いたって、そういう資料がなければ何の議論もなく、認めるか認めんだけみたいになってしまうと思うんで。

○石原委員長 田口委員も同様の資料だったかとは思いますが、1ページ目の5、除去工法等の工事費の部分の諸経費を含んだところの可能な限りの内訳を当日までをお願いしたいと思います。

60日延長というのは、さっき答弁されよった除去に関して約2カ月見込まれますということじゃったんだと思うんですが、いずれにせよ、よりわかりやすい資料をお願いしたいと思います。

す。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、旧庁舎解体に伴う石綿除去についての調査研究を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後2時49分 再開

○石原委員長 では、委員会を再開いたします。

以上で財産管理についての調査研究を終わります。

以上で本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして総務産業委員会を終了します。

皆さん、お疲れさまでした。

午後2時50分 閉会